

公益財団法人イオンワンパーセントクラブ
近野教育振興基金
2025 年度 大学生奨学金募集要項

1. 趣旨

当財団は、成績優秀、品行方正、学業意欲旺盛でありながら、経済的理由により修学が困難な者に対し学資の給付を行うことによって、社会有用の人材の育成及び教育の発展に寄与することを目的として、山形県置賜地方に所在する高等学校の3年生に在学する生徒のうち、当財団指定の大学等への進学を希望する者への学資の給付事業を実施します。

2. 特徴

この奨学金の特徴は、次のとおりです。

- (1) 事前予約型の採用により、安心して受験勉強に取り組むことが可能です。
- (2) 受験及び入学の補助として奨学金のほか、一時金各 10 万円を支給します。
- (3) 月額 5 万円を卒業まで支給することにより、学業意欲旺盛な学生を長期的にサポートします。
- (4) 奨学金は給付型とし、原則として返還の義務はありません。
- (5) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3. 大学生奨学金の応募資格

この奨学金の応募資格は、山形県置賜地方（飯豊町、小国町、川西町、白鷹町、高畠町、長井市、南陽市、米沢市）に所在する学校教育法による高等学校に在学する生徒であって、次の各号のすべてに該当する者としてします。

- (1) 日本国籍を有し、山形県内に居住する者
- (2) 経済的理由により修学が困難な者（具体的には、独立行政法人日本学生支援機構が定める「進学前（予約採用）の給付奨学金の家計基準」の収入基準の支援区分が第1～第3区分に該当し、かつ、同資産基準を超過しない者とする）
- (3) 学業で優秀な成績を収めている者（高校2年時までの5教科7科目の評定平均が4.0以上）
- (4) 品行方正、学業意欲旺盛であり、健康である者
- (5) 当財団の指定する大学等への進学を志す高等学校3年に在学する者
- (6) 他の奨学財団等から給付型奨学金を受けていない者（ただし、独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体など、公的な団体からの奨学金との併給は可とする）
- (7) 原則として、当財団主催の授与式と奨学生セミナーに参加できる者

4. 指定大学等

当財団の指定する大学等とは、国公立及び私立の大学及び短大とし、学部・学科は問いませんが、原則として、願書に記載した第一志望から第三志望までのいずれかの学校に限るものとします。

なお、専門職大学、省庁大学校は対象外とします。

5. 採用人数

5 名

6. 奨学生内定者と奨学生としての採用

15. に定める選考過程を経て採用された者は「奨学生内定者」となります。「奨学生内定者」がその年度において願書に記載の志望大学等に合格し、かつ、同大学等に入学した場合に「奨学生」として採用となります。ただし、「奨学生内定者」が、志望大学等には合格できなかった場合においても、その進学先が志望大学等に匹敵する大学等と選考委員会が認めるときには、「奨学生」として採用されることがあります。

7. 一時金の交付

- (1) 奨学生内定者に対して（合否を問わず）受験助成金として最大 10 万円、奨学生に対して入学一時金として一律 10 万円を、それぞれ一時金として交付するものとします。
- (2) 一時金の交付の時期等は、それぞれ以下を予定しています。
受験助成金 入学試験費用・交通費・宿泊費等の実費精算によります
入学一時金 翌年 3 月頃（合格発表後、合格証等の提出を条件とします）

8. 奨学生に対する奨学金の額と支給の方法

- (1) 奨学金給付額
月額 50,000 円（年額 600,000 円）
- (2) 支給の期間
大学等に入学した年の 4 月から大学等卒業の年の 3 月までの最短修業年限に相当する期間とします。
また、9. 又は 11. に定める奨学金の停止又は廃止事由に該当する場合には、期間の途中で終了する場合があります。
- (3) 支給の方法及び支給の時期
奨学生から申し出のあった本人名義の預金口座に毎月一定日（原則として、毎月 5 日）に振込送金の方法により行うものとします。なお、特別の事情があるときは 2 か月分以上を合わせて交付することがあります。

9. 奨学金の停止

奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の支給を停止することがあります。なお、留年及び留学期間については、原則として停止するものとしますが、個別事情によっては支給を継続することがあります。

- (1) 留年、休学、留学、転学若しくは退学したとき
- (2) 学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたととき

10. 奨学金の復活

9. に定める奨学金の停止事由により奨学金の給付を停止された者が、その事由が止んで、当財団に願い出たときは、奨学金の給付を復活することがありますが、原則として支給停止期間中の奨学金の遡及支給及び当初の支給期間の延長は行いません。

11. 奨学金の廃止

奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学金の給付を廃止します。

- (1) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。
- (5) 在学している学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (6) 当財団の事務局と長期にわたって連絡がとれないとき。
- (7) 他の奨学財団等の民間の団体の給付型奨学金と当財団の奨学金を併用して受け取ったとき。
- (8) 当財団の理事会で給付を廃止すべきと認められたとき。
- (9) その他奨学生としての資格を失ったとき。

12. 募集方法

3. の応募資格を満たす方であればどなたでも応募可能な、当財団に直接応募する公募方式を採用します。なお、現に当財団の高校生奨学金で奨学生にある者及び過去に同奨学生であった者も応募可能です。

13. 応募の手続

次の書類を揃え、当財団に郵送にて提出してください。

- (1) 願書
所定の様式により、手書きで作成してください。
※願書には作文及び個人情報同意書を含む
- (2) 在学証明書 1 部（原本）
- (3) 成績証明書 1 部（原本）
高校 2 年時までの 5 教科 7 科目の評定平均が 4.0 以上であることを証明できるもの
- (4) 住民票の写し（謄本） 1 部
住所地の区役所・市役所等から交付を受けたもの
※世帯全員が記載されたもので、住民票コード及びマイナンバーの記載のないもの
※応募する者と家族が別居する場合は、願書に記載した家族全員分について
- (5) 住民税決定通知書又は住民税課税証明書
1 部（住民税決定通知書：コピー／住民税課税（非課税）証明書：原本）
住所地の市区町村窓口から交付を受けたもので
※2024 年分（2025 年度発行）の収入と所得について記載があるもの
※願書に記載した就学者を除く家族全員の所得を証明するもの
原則として、父母については収入が無い場合でも「非課税証明書」を提出してください。
- (6) ひとり親家庭については、児童扶養手当証明書のコピー

14. 応募締切日

2025 年 9 月 16 日（火）当財団事務局必着

15. 選考及び決定

- (1) 選考は一次書類選考と二次面接選考を実施します。
- (2) 選考委員会の選考を経て、理事会で奨学生内定者を決定します。
- (3) 奨学生内定者が願書に記載の志望大学等に現役で入学した場合に奨学生として採用します。
- (4) 奨学生内定者としての採用の可否については、学校及び本人に通知します。
（2025 年 10 月下旬を予定）
- (5) 選考の過程は非公開とします。
- (6) 応募書類の返却はいたしません。

16. 提出物

奨学生内定者及び奨学生は次の書類を揃え、事務局に提出いただきます。

(1) 奨学生内定者 提出時期:大学進学後の4月

- ①大学の在学証明書
- ②高校の成績証明書
- ③生活状況報告書

(2) 奨学生 提出時期:毎年度4月と9月

- ①在学証明書
- ※卒業生は在学証明書に代わり卒業証明書
- ②成績証明書
- ③生活状況報告書

17. その他

応募書類の受付後、記載内容の確認のため、事務局より電話連絡又はメール連絡をさせていただく（または、応募者本人との面談をお願いする）場合があります。

【お問い合わせ・応募書類送付先】

公益財団法人イオンワンパーセントクラブ
近野教育振興基金 担当
〒261-8515 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1
TEL:043-212-6023 FAX:043-212-6461
E-mail: ML_aeon1poverseas@aeonpeople.biz